

平成30年3月19日

建設業者 各位

総合政策課長

建設工事に係る最低制限価格制度の見直しについて（通知）

当町の建設行政に関しまして、日頃より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

町では、建設工事の発注に当たり公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、平成30年4月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 階上町最低制限価格制度実施要綱の一部改正について

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| 最低制限価格の算定方式 (1)直接工事費の10分の9.5 (2)共通仮設費の10分の9.0 (3)現場管理費の10分の9.0 (4)一般管理費の10分の5.5 | 最低制限価格の算定方式 (1)直接工事費の10分の <u>9.7</u> (2)共通仮設費の10分の9.0 (3)現場管理費の10分の9.0 (4)一般管理費の10分の5.5 |
| 上記額の合計額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に100分の108を乗じて得た額とする。 | 上記額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。 |

※上記により算出した額が予定価格の10分の7.0に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額、10分の9.0を超えるときは予定価格に10分の9.0を乗じて得た額とすることについては、変更ありません。

【問い合わせ先】

階上町総合政策課 政策推進グループ
TEL 0178-88-2113